

生活環境事業所の再編について

- 現在、ごみや資源物の収集、減量、リサイクル等に関する地域の拠点として、市内に5つの生活環境事業所を設置しています。
- 5つの生活環境事業所のうち、堤根処理センターに併設されている川崎生活環境事業所は、堤根処理センターの解体・建設工事により使用不能となるため、平成31年度から廃止し、南部生活環境事業所と中原生活環境事業所に機能の統合を予定しています。
- この統合により、川崎区及び幸区では、普通ごみ、資源物等の収集曜日、収集ルートの変更が必要となりますが、地域の皆様に御理解と御協力をいただけるよう、丁寧に説明し周知を図っていく予定です。

1 生活環境事業所の配置と所管地域

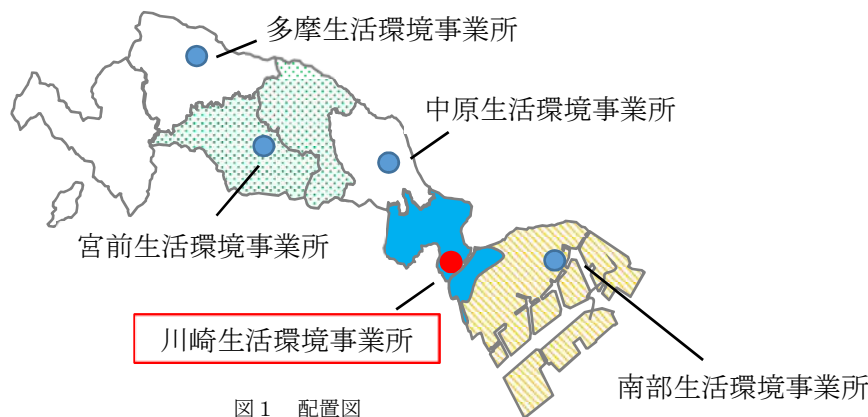


表1 所管地域（現行）

生活環境事業所名	所管地域
南部	川崎区の一部
川崎	川崎区の一部・幸区
中原	中原区
宮前	高津・宮前区
多摩	多摩・麻生区

2 生活環境事業所の主な業務内容

(1) 普通ごみ・資源物等の収集運搬

生活環境事業所では、月曜日から土曜日にかけて、地域ごとに普通ごみや資源物（空き缶・ペットボトル、空き瓶、ミックスペーパー、プラスチック製容器包装）等の分別収集を行っています。

表2 地域別収集曜日（例）

町丁名	月	火	水	木	金	土
A地区	普通ごみ	缶・ペットびん	×	普通ごみ	プラ容器	ミックスペーパー
B地区	普通ごみ	ミックスペーパー	缶・ペットびん	普通ごみ	×	プラ容器
C地区	缶・ペットびん	普通ごみ	プラ容器	ミックスペーパー	普通ごみ	×
D地区	プラ容器	普通ごみ	ミックスペーパー	×	普通ごみ	缶・ペットびん
E地区	ミックスペーパー	×	普通ごみ	プラ容器	缶・ペットびん	普通ごみ
F地区	×	プラ容器	普通ごみ	缶・ペットびん	ミックスペーパー	普通ごみ

(2) 減量・リサイクルに関する普及啓発

出前ごみスクールやふれあい出張講座を通じ、町内会や自治会など地域の方々と連携しながら、減量・リサイクルに関する普及啓発を行っています。



3 川崎生活環境事業所の廃止

川崎生活環境事業所は、堤根処理センターに併設されているため、同センターの解体・建設工事により使用不能となります。そのため、平成31年度から川崎生活環境事業所を廃止し、南部生活環境事業所は川崎区全域、中原生活環境事業所は幸区・中原区を所管する予定です。

堤根処理センター内に設置されている川崎生活環境事業所



中原生活環境事業所の所管へ

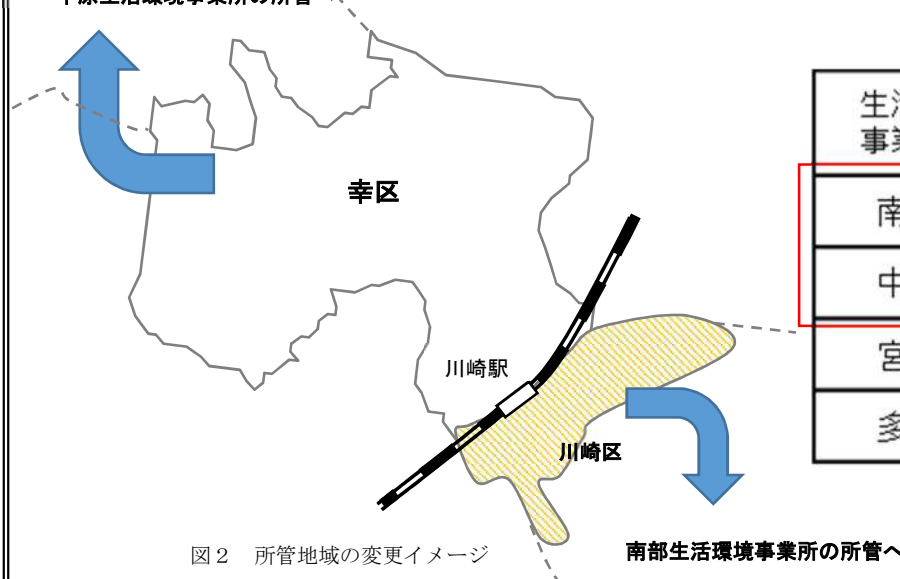


表3 所管地域（H31年度～）

生活環境事業所名	所管地域
南部	川崎区
中原	幸区・中原区
宮前	高津・宮前区
多摩	多摩・麻生区

4 収集曜日の変更に向けた考え方

川崎生活環境事業所の廃止により、川崎区及び幸区では、普通ごみ、資源物等の収集曜日、収集ルートの変更が必要となりますが、地域の皆様に御理解と御協力をいただけるよう、丁寧に説明し周知を図っていく予定です。

(1) 収集曜日等の変更

- ・収集量のバランス等を考慮した収集曜日の見直しを行います。
- ・安全面や地域特性に配慮した収集運搬ルートの見直しを行います。

(2) 市民への広報・周知

- ・収集日、収集ルートの変更にあたっては、地域に対して丁寧に説明し周知を図っていきます。
- ・周知にあたっては、全町内会連合会、関係の区町内会連合会などに対して、順次、情報提供を行うとともに、地域のリサイクルリーダーである廃棄物減量指導員に向けても情報提供を行いながら、順を追って地域の皆様に周知を図ってまいります。